# 商標「遊 VENTURE」知財高裁判決(2023年 11月 30日)

弁理士 加藤 卓士

# 1. 事件の概要

本件商標:「VENTURE」標準文字第25類「被服」その他

争点:結合商標の類否判断における分離観察基準

経過:拒絶査定→拒絶審決→審決取消訴訟

拒絶審決(不服2022-8509号):下記の登録第6434159号商標第25類「被服」と類似 →4条1項11号違反



# **VENTURE**

知財高裁判決: VENTURE は要部ではないから非 類似→特許庁の拒絶審決を取り消す。

#### 2. 論点

結合商標は、原則として全体観察をすべきである。 これに対し、「つつみのおひなっこや」事件では、 最高裁判決において、以下の①または②の場合に例 外的に分離観察できる、との判断基準が示された。

- ① その部分が取引者、需要者に対し商品役務の 出所識別標識として強く支配的な印象を与えるもの と認められる場合
- ② それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合

本判決では、下記③の場合でも分離観察可能として基準を追加定義した。

③ 商標の外観等に照らし、商標全体としての構成上の一体性が希薄で、取引者、需要者がこれを分離

して理解・把握し、その一部を略称等として認識する 結果、当該構成部分が独立した出所識別標識として の機能を果たすと考えられる場合

### 3. 知財高裁の判断

(具体的検討)

1:「遊」が大きさ、書体、位置の観点で、「VENTURE」の文字部分に対して圧倒的な存在感を示している。

2:「遊」に明確な観念がある。

3:全体として観察した場合、一応は「ユウベンチャー」又は「アソベンチャー」の称呼を生ずるといえる。

「遊」の圧倒的な存在感、書体の違いからくる訴求力の差、配置から導かれる主従関係性から、「遊」と「VENTURE」を分離して理解・把握できる。

「遊」の文字部分を<u>略称等として認識</u>し、これを独立した出所識別標識として理解することもあり得る

一方、「VENTURE」は、明らかに存在感希薄であり「VENTURE」を引用商標の略称等として 認識するということは、常識的に考え難い。

したがって、「VENTURE」は引用商標の要部 ではない。

一般的には、相対的に小さい文字が要部であることを否定できないが、本件における「遊」と「VENTURE」の大きさの違いは、相対的な大小関係とは次元が異なる。

また、書体の違いからくる訴求力の差、配置上の位置関係からくる主従関係性などの要素も総合判断すると、「VENTURE」は要部ではない。

結論:全体観察した場合、「遊」の有無に対応して、 外観、称呼、観念のいずれにおいても両者は大きく異 なるため非類似である。

分離観察した場合、「遊」「VENTURE」を分離 観察の上、「遊」の部分を要部として類否判断すると、 やはり非類似である。

# 4. コメント

つつみのおひなっこや事件において「つつみ」だけ 分離できないという最高裁判決 (上記①②の判断基 準)に対して、本判決では上記③の基準を加えたこと に大きな意義があります。

従前の審査基準では「結合商標は、商標の各構成部 分の結合の強弱の程度を考慮し、各構成部分がそれ を分離して観察することが取引上不自然であると思 われるほど強く結合しているものと認められない場

合には、その一部だけから称呼、観念が生じ得る。」 としていました。

つまり、分離が不自然でなければ原則分離できる という、かなり適用が広いものであり、実際の審査で は、ほとんど全ての二段書き結合商標の各一段部分 は分離観察により要部となるという印象でした。今 後もその傾向は大きく変わらないと考えます。

今後の対応:引例(結合商標)の一部を用いて類似 と判断された場合、意見書にて、本判決に言及し、「結 合商標は、原則として全体観察をすべきである。その 一部は、引用商標の略称等として認識されるとは考 えにくいから要部ではない。」という反論が有効と思 われます。



#### ♠ KSI パートナーズ法律特許事務所

〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西1-5-8 DIS恵比寿ビル6階 TEL: 03-6455-3679 E-MAIL: patent@ksilawpat.jp



ksilawpat.jp